

円山動物園駐車場出入口改修業務仕様書

1 目的

本業務は、円山動物園駐車場に観光バス等の大型車両を駐車可能とするため、当該駐車場の出入口を改修するものである。

2 業務概要

- (1) 本業務は、円山動物園駐車場に観光バス等の大型車両を駐車可能とするため、出入口を拡張するものである。
- (2) 本業務の実施に当たり、作業上の安全対策はもちろんのこと、天候等の状態によって作業を中断又は中止する場合にも、柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて本市担当職員の指示による。

3 業務実施期間

契約締結日から令和5年12月26日まで

4 業務対象施設

円山動物園駐車場（札幌市中央区宮の森2条14丁目）

別添図1参照

5 業務内容

- (1) 別添図2に示す範囲の樹木8本（ $C < 30\text{cm}$ ：3本、 $30\text{cm} \leq C < 60\text{cm}$ ：5本）の伐採及び伐根を行うこと。また、樹木1本（ $180\text{cm} \leq C < 270\text{cm}$ ）の剪定を行うこと。剪定する範囲は、舗装部にかかる高さ4mまでの枝とする。伐採、伐根及び剪定により生じた木くずは、適切に運搬・処理すること。
- (2) 舗装改良部に設置されているU字側溝6mを撤去すること。
- (3) 既設の溜桝（市2型溜桝相当）を撤去し、舗装改良部の範囲外に新たな市2型溜桝（グレーチング蓋 T-25 普通目）を敷設すること。新設した溜桝には曲管（塩ビ自在曲管、屈折最大角角度 30° 、 $D=150\text{mm}$ 用）

と取付管（硬質塩化ビニル管、150mm）を増設し、既設の取付管につなぐこと。

- (4) 駐車場内の既設皿形側溝のうち、舗装改良後に車両通過部となる 13m を撤去し、市 2 型 U 字側溝 12 基を敷設すること。U 字側溝の蓋は、市 1・2 型側溝用グレーチング蓋（普通目、T-25）とする。U 字側溝の両端には、市 2 型溜枿（グレーチング蓋 T-25 普通目）を敷設すること。
- (5) 別添図 2 を参照し、駐車場出入口部分の歩道の切り下げ幅を広げること。広げる幅は、駐車場向かって左側を 4 本、右側を 3 本とする。施工時に撤去したアスファルト及びコンクリート殻は、産業廃棄物として適切に運搬・処理すること。
- (6) 出入口の車両走行部及び歩道切り下げ部 95 m²について、舗装を行うこと。なお、各層の厚さは下記のとおりとする。
 - ・表層：再生密粒度（13F）（50%） t=30mm
 - ・上層路盤：再生 As 安定処理（30）（100%） t=50mm
 - ・下層路盤：クラッシャーラン（C-40） t=420mm
- (7) 入口に設置されている既設のポールを撤去すること。新たに車止めポールを両端に設置し、チェーン（φ 6 mm、SUS 製、13m）をかけること。
- (8) 歩行者及び一般車両の通行の安全確保のため、作業時は交通誘導警備員を配置すること。施工箇所は近隣小学校の通学路となっているため、施工に係る案内文の作成等により、近隣住民への周知に努めること。
- (9) 産業廃棄物等の排出先は、以下の場所を想定している。

アスファルト殻	世紀東急工業
コンクリート殻	小橋北豊
濁水	エコパーク
土砂	山本ストックヤード
木くず	城東運輸
金属くず	鈴木商会

- (10) 施工範囲は第 1 種風致地区に該当するため、樹木伐採について、建設局みどりの管理課審査指導係への申請を行うこと。また、道路区域内の施工については、中央区土木部維持管理課管理一係にて申請及び協

議を行い、許可を得てから着手すること。道路区域内での施工内容は別添図2を参照すること。

(11) 共通項目

- ・作業計画を担当者と協議すること。
- ・引き渡された業務目的物が、種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、速やかに無償で修理に応じること。

6 業務実施における一般事項

- (1) 本仕様書のほか、札幌市土木工事共通仕様書を参照し、本市担当職員と協議のうえ、業務を履行すること。
- (2) 作業員は腕章等を着用し、本業務の業務員であることが判別できること。
- (3) 円山動物園の敷地内はすべて全面禁煙である。
- (4) 盗難、火災等の発生に注意すること。

なお、異常を発見した場合には、ただちに委託者に報告すること。

- (5) 拾得物を発見した場合は、ただちに委託者に届け出ること。

(6) 受託者の負担の範囲

ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。

イ 業務に必要な工具、計測機器等の機材、及び消耗部材等についても受託者の負担とする。

(7) 安全の確保について

ア 作業の実施にあたって、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

イ 施工箇所については安全を確保しながら施工し、必要に応じてバリケード等の仮設を設ける等、対策を行うこと。

(8) 備品等の破損事故

業務の実施にあたっての備品及び設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置を

とらなければならない。

(9) 作業報告

作業日が数日に渡る場合には、その日の業務終了後に作業進捗、次回の作業予定を業務主任に報告すること。

7 環境負荷低減事項

(1) 共通事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

(2) 施設内作業業務

ア 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(3) 運搬等自動車を使用する業務

ア 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。

イ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

8 提出書類

契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

(1) 業務着手届

(2) 業務責任者等指定通知書

(3) 作業工程表

以上の書類については着手後速やかに作成し、各ページを割印、または袋とじにして表紙・裏表紙で割印し、提出すること。

(4) その他、委託者の指示するもの

業務が完了した時は、ただちに業務写真帳及び完了届を提出すること。

9 その他

本業務の実施に関する疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。また、技術的に必要と思われることはすべて行うこと。